

名古屋都市計画特別用途地区の変更新旧対照表

新			旧		
名古屋都市計画特別用途地区の変更（豊山町決定）			名古屋都市計画特別工業地区の決定（豊山町決定）		
都市計画特別用途地区を次のように変更する。			都市計画特別工業地区を次のように決定する。		
種 類	面 積	備 考	種 類	面 積	備 考
特別工業地区 （東川地区）	約1.5ha	条例名 豊山町特別用途地区建築条例 規制内容 風俗施設及び、興行施設の建築を制限する。 1 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 2 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	特別工業地区 （東川地区）	約1.5ha	条例名 豊山町特別工業地区建築条例 規制内容 風俗施設及び、興行施設の建築を制限する。 1 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 2 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
特別工業地区 （松ノ木島地区）	約31.4ha	条例名 豊山町特別用途地区建築条例 規制内容 住宅及び、風俗施設等の建築を制限する。 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 3 物品販売業を営む店舗又は飲食店 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の6の2で定める運動施設 5 カラオケボックスその他これらに類するもの 6 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7 畜舎			
合 計	約32.9ha				
「位置及び区域は計画図表示のとおり」			「位置及び区域は計画図表示のとおり」		
理 由 <u>松ノ木島地区において、住宅及び、風俗施設等の建設を制限することにより、工業系土地利用の利便性の増進を図るため、特別用途地区を変更する。</u>			理 由 <u>風俗施設及び興行施設の建設を制限することにより、工業系土地利用の利便性増進を図る。</u>		